

京都府熱中症対策方針

2021（令和3）年12月策定

2025（令和7）年3月改定

京 都 府

目次

はじめに	1
第1. 京都府における熱中症の現状	5
第2. 目標	8
第3. 具体的な対策	8
1. 高齢者をはじめとした熱中症にかかりやすい方への熱中症対策の強化.....	8
2. 住居における熱中症対策の強化.....	9
3. 管理者がいる場所等における熱中症対策の強化	10
4. 連携の強化.....	11
5. 情報発信の強化	13
6. 極端な高温発生への備え.....	13
7. 熱中症特別警戒アラート発表時の対応	13
第4. 基盤となる取組	15
第5. 推進体制及び熱中症対策方針の見直し	16
1. 推進体制	16
2. 熱中症対策方針の見直し.....	16

はじめに

気候変動の影響により、世界中で年平均気温は年々上昇している。気象庁が公表している京都府の年平均気温も、100年間で約2.2℃の割合で上昇しており（図1）、また、真夏日も10年の移動平均でみると、増加傾向にある（図2）。さらに、将来（21世紀末）の京都府における年平均気温、季節ごとの平均気温は、20世紀末と比較して約3℃上昇すると予測されており、特に、夏の気温は、将来気候と現在気候¹の変動の幅が重ならないほど気温が上昇する期間が長く、将来の夏の気温は毎年のように現在気候を大きく上回ることがうかがえる²（図3）。

また、世界的にもIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2021年8月に発表した第6次評価報告書第1作業部会報告書においては、今後、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測されている³。極端な高温による大きな被害は既に世界で発生している。2021年6月にカナダ西部にて49.6℃を記録した⁴ほか、2022年にも欧州各地で熱波が発生し⁵、多くの方が亡くなる等甚大な健康被害が生じた⁶。

こうした気候変動の影響により、熱中症の発症者は今後ますます増加していくことが懸念されることから、従来の取組を超えた対応が求められるとともに、極端な高温に対する備えを進める必要がある。このため、国においては、2023年に気候変動適応法が改正され、現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」（以下、熱中症警戒アラート）として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に、一段上の「熱中症特別警戒情報」（以下、熱中症特別警戒アラート）を発表すること等が規定され、2024年から運用開始した。

熱中症対策は、府民の命や健康に直結する重要な課題であり、関係する分野は、医療、

¹ 気象庁地球温暖化予測情報第8巻に基づき、「現在気候」は1980～1999年、「将来気候」は2076～2095年

² IPCC第5次評価報告書で採用した4つの温室効果ガス排出シナリオのうち、中程度に相当する温室効果ガスの排出が続くと想定した「RCP6.0シナリオ」に基づく予測

³ 気象庁 和訳「政策決定者向け要約(SPM)」2022年12月公表

⁴ 気象庁 北半球の顕著な高温について2021年7月1日

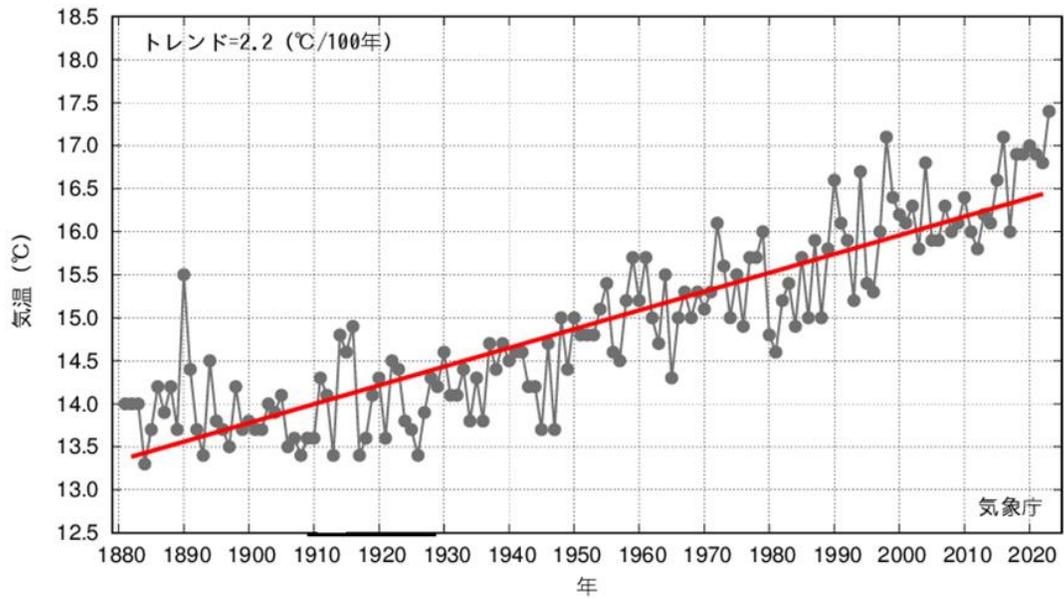
⁵ 気象庁 ヨーロッパ西部を中心とした顕著な高温について2022年7月22日

⁶ 中央環境審議会環境保健部会（第49回）資料2-1 スライド7 2022年12月7日

福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場など多岐にわたることから、京都府では、2020年12月に部局を横断する熱中症連絡会議を立ち上げ、取組を進めてきた。また、2021年10月には、市町村や有識者等からなる熱中症対策会議を立ち上げ、本府の熱中症対策について議論・検討を行ってきた。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができることから、京都府熱中症対策方針により、熱中症に係る諸課題を踏まえつつ、府民の健康な生活を確保することを目的に、京都府、市町村、各種団体、府民の各主体が一体となって熱中症対策に取り組むこととする。

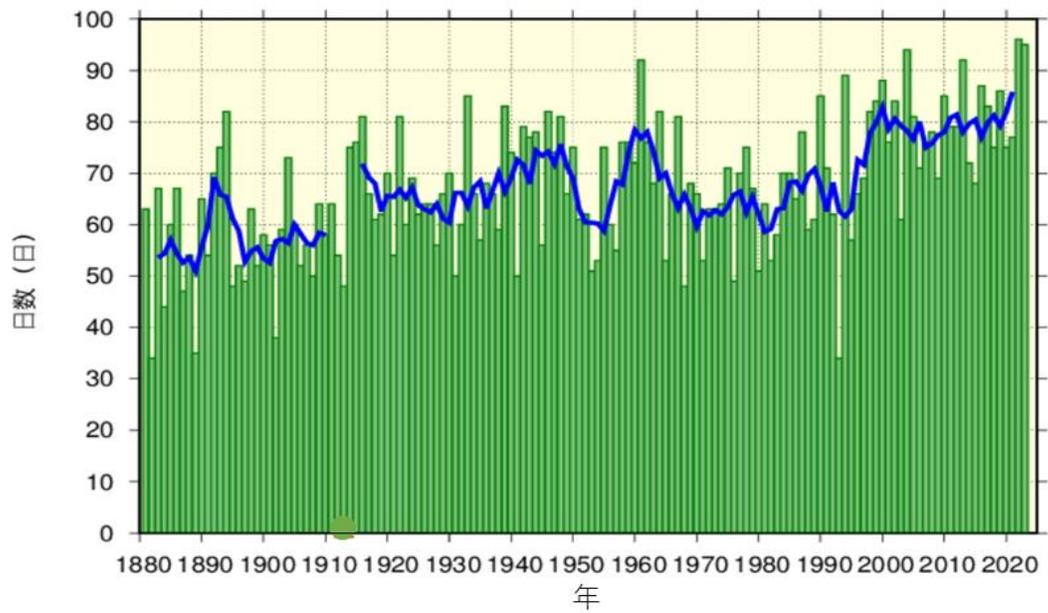
<図1 京都府 年平均気温 1880-2023年>



出典：国立研究開発法人国立環境研究所

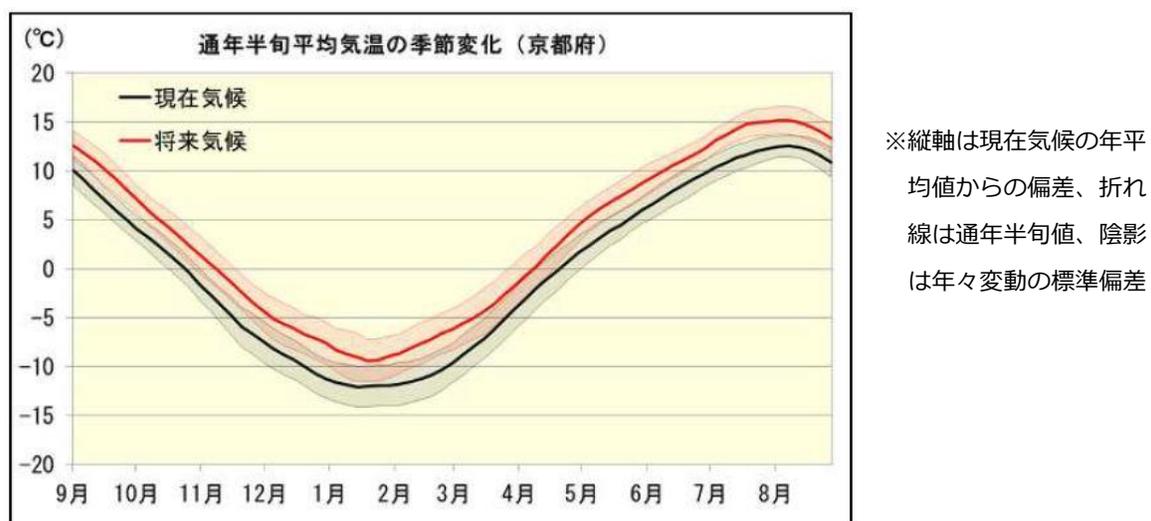
A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

<図2 京都府 真夏の年間日数 1880-2023年>



出典：京都地方気象台ホームページ

<図3 京都府における日平均気温の季節進行の将来予測（将来気候と現在気候の差）>



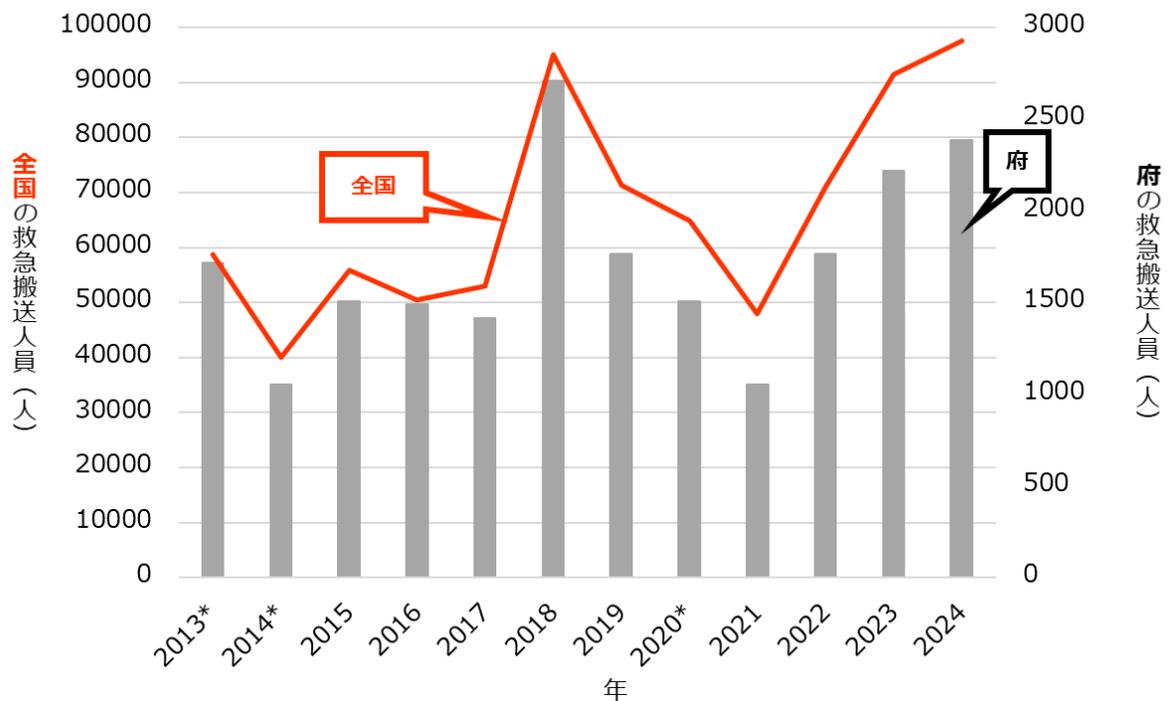
出典：京都地方気象台ホームページ

第1. 京都府における熱中症の現状

京都府内の熱中症による救急搬送人員は、2022年までは、2018年を除いて1,000～2,000人（2018年は2,709人）であり、2021年は1,054人であったが、以降、2022年は1,767人、2023年は2,220人、2024年は2,383人と増加している（図4の棒グラフ）。また、熱中症による死亡者数は、毎年10～20人程度であり、2013年以降で救急搬送人員が最も多かった2018年は31人である（表1の上段）。

一方、日本全国の熱中症による救急搬送人員も高水準で推移しており、また、2018年～2023年の死亡者数は2021年を除き1,000人を超えている（表1の下段）。

<図4 救急搬送人員数（2013-2024年）>



*の年は6～9月の集計、それ以外は5～9月の集計

出典：消防庁ホームページより作成

<表1 死亡者数（2013-2023年）>

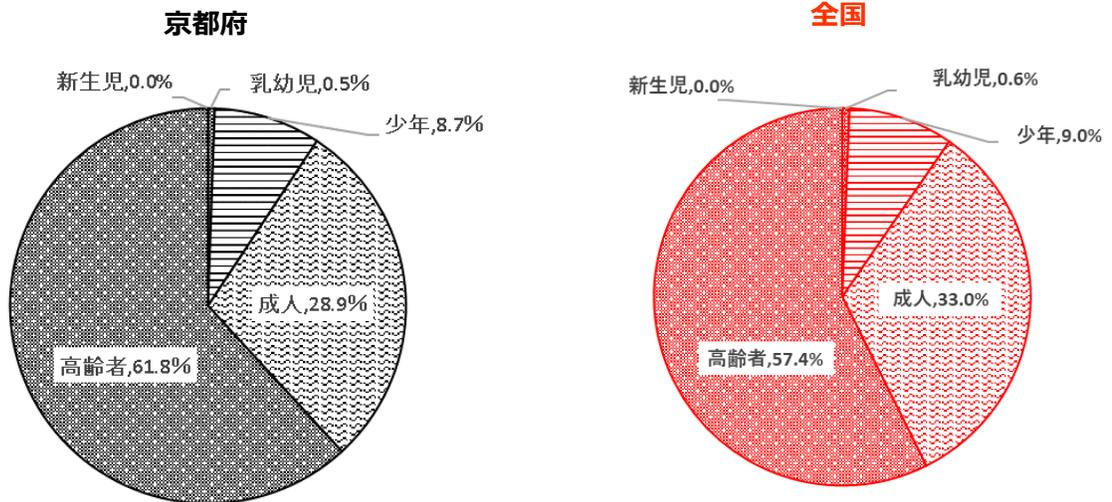
（単位：人）

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
京都府	20	6	7	15	7	31	16	9	4	13	18
全国	1,077	529	970	621	635	1,581	1,224	1,528	755	1,477	1,651

出典：厚生労働省（人口動態統計）

京都府内の熱中症による救急搬送人員を年齢別で比較すると、約62%は65歳以上の高齢者である（図5の左図）。一方、全国では65歳以上の高齢者は約57%であり（図5の右図）、京都府内の方が約5ポイント多い。

<図5 救急搬送人員数の年齢別割合（2024年）>



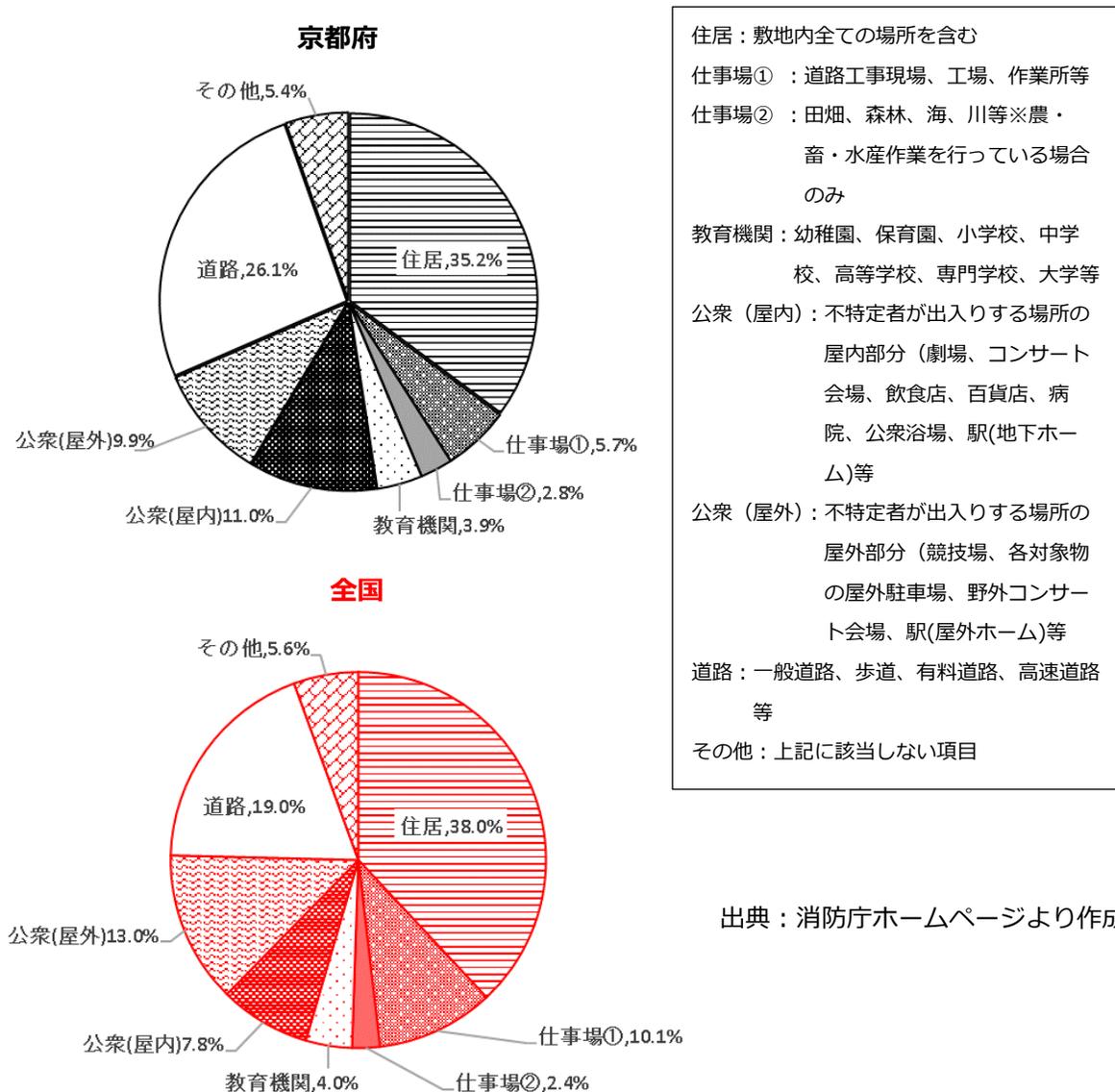
出典：消防庁ホームページより作成

高齢者：満65歳以上
 成人：満18歳以上満65歳未満
 少年：満7歳以上満18歳未満
 乳幼児：生後28日以上満7歳未満
 新生児：生後28日未満

また、京都府内の救急搬送人員を発生場所別で比較すると、住居が約 35%、道路が約 26%であり、管理者がいると想定される場所（仕事場、教育機関、公衆）が約 33%である。（図 6 の上図）

一方、全国では住居が約 38%、道路が約 19%、管理者がいると想定される場所が約 37%であり、道路は京都府内の方が 7 ポイント以上多い。

<図 6 救急搬送人員数の発生場所別割合（2024 年）>



第2. 目標

熱中症警戒アラートの周知など、様々な取組を通じて熱中症についての府民の理解を深め、適正な行動の定着を図ることにより、以下の目標の達成を目指す。

- ① 2020年から2024年の熱中症救急搬送人員数（各年の5月～9月 ※2020年のみ6～9月）の5年移動平均（1,787人）を基準として、2030年までに熱中症救急搬送人員数を半分以下にする。
- ② 熱中症死亡者数ゼロの早期達成に向けて、2030年までに熱中症による死亡者数を10人未満にする（2023年1月1日～12月31日の死亡者数は18人）。

第3. 具体的な対策

「第1. 京都府における熱中症の現状」を踏まえ、目標達成に向けて、高齢者をはじめとした「熱中症にかかりやすい方」への対策及び住居における対策について周知を図るとともに、管理者による熱中症対策が可能と考えられる「管理者がいる場所等での対策」についても強化する。

また、京都府庁だけではなく、市町村や関係機関と連携し、広報及び情報発信を強化することで、府民に対し適切なタイミングでの予防行動を促す。

加えて、京都府は観光客が多い（国内旅行者数47都道府県中第10位（2023年）⁷）ことから、観光客向けの対策も行う。

1. 高齢者をはじめとした熱中症にかかりやすい方⁸への熱中症対策の強化

<課題>

全国の傾向と同様に、京都府においても熱中症による救急搬送人員の多くは高齢者である。高齢になると、暑さやのどの渇きを感じにくくなったり、汗をかきにくくな

⁷ 出典：「2023年旅行・観光消費動向調査 年報」（国土交通省観光庁）」

⁸ 2024年2月27日付け環境省「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」：脱水状態にある人、高齢者、乳幼児、からだに障害のある人、肥満の人、過度の衣服を着ている人、普段から運動をしていない人、暑さに慣れていない人、病气の人、体調の悪い人などは、熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」です。

ったりする傾向があり、体温を下げる体の反応が弱くなることがある⁹。さらに、夏季（7月から9月の間）の高齢者（70歳以上）の居室では、若年者より室温が2℃ほど高く（31-32℃に達している）、相対湿度が約5%高い高温多湿の環境（就寝時を除く）で生活していることが報告されている。また、思春期前の子どもは体温調整能力がまだ十分に発達していないために、高齢者と同様に熱中症のリスクが高いとされている¹⁰。

<対応方針>

チラシやホームページを通じ、高齢者をはじめとする「熱中症にかかりやすい方」向けの熱中症対策について周知を図る。

<具体的施策>

- 高齢者をはじめとする「熱中症にかかりやすい方」向けのチラシを作成し、熱中症予防行動や熱中症の症状、応急処置などについて周知し、高齢者自身が温度や湿度を把握できるよう検討する。
- 「熱中症にかかりやすい方」は、自助で熱中症予防行動をとることが難しい場合もあることから、家族や周囲の人々、福祉・介護職員等による見守りや声かけ等についても周知を図る。
- 夜間も含めたエアコン利用の必要性や効果的な使い方、住まいの工夫などの予防法について、チラシ等を活用することで、熱中症に関する一層の周知を図り、適切な予防行動を促す。
- 防災行政無線の戸別受信機をはじめ、様々な情報伝達手段を活用した情報提供について、市町村とともに取り組む。

2. 住居における熱中症対策の強化

<課題>

発生場所別の割合をみると、熱中症によって救急搬送された人の3割以上が、住居で熱中症を発症している。

⁹ 2024年8月21日付け環境省等「熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて（協力依頼）」

¹⁰ 「熱中症環境保健マニュアル2022（環境省）」

また、夏季（7月から9月の間）の高齢者（70歳以上）の居室では、若年者より室温が2℃ほど高く（31-32℃に達している）、相対湿度が約5%高い高温多湿の環境（就寝時を除く）で生活していることが報告されている¹⁰。

<対応方針>

住居内では、夜間や冬の浴室などでも熱中症が発症しているといった知見を周知するとともに、屋内にいる時の留意点や、エアコン利用の必要性（夜間の利用も含む）や効果的な使い方、住まいを涼しくするすだれの活用や植栽の効用など、住まいにおける工夫などの予防法について、資料等を活用して伝えていく。

<具体的施策>

- 夜間も含めたエアコン利用の必要性や効果的な使い方、住まいの工夫などの予防法について、チラシ等を活用することで、熱中症に関する一層の周知を図り、適切な予防行動を促す。<再掲>
- 防災行政無線の戸別受信機をはじめ、様々な情報伝達手段を活用した情報提供について、市町村とともに取り組む。<再掲>

3. 管理者がいる場所等における熱中症対策の強化

<課題>

住居内や一般道路以外の、学校や仕事場などの管理者がいる場所においても、熱中症による救急搬送が発生し、全体の約3割に及んでいる。管理者がいる場所においては、管理者自身の認識の有無や組織の体質なども深く関わってくることから、管理者が率先して熱中症に対する適切な予防行動をとる必要がある。

<対応方針>

学校等では、既に熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）等の情報を活用するなどの熱中症対策がとられているが、幼児・児童・生徒それぞれの体力差への配慮や、教職員、府民による見守りが必要である。また、職場や労働現場、イベント会場などでは、管理者（指導者）が暑さ指数（WBGT）等の実測の上、適切な熱中症対策の実施・徹底の確認をすること等により熱中症予防の効果向上が見込めることから、管理者（指導者）への研修等の実施や熱中症警戒アラートの活用、暑さ指

数（WBGT）の測定・活用等による熱中症対策を徹底する。

さらに、職場においては、令和 7 年 6 月施行予定の労働安全衛生規則改正¹¹に伴い、熱中症の症状がある労働者を早期に発見し、重症化させない対策が義務化されたことから、事業者あて周知する。

<具体的施策>

- 京都府ホームページにおいて、熱中症の予防や熱中症を発症した場合の対応など、必要な情報提供を行う。
- 環境省の他、各関係省庁等が作成した各種ガイドラインやマニュアル等の活用により、管理者による熱中症対策が徹底されるよう、研修会の実施等を行う。また、効果的な熱中症対策を行うため、管理者間での取組事例の情報共有を行う。
- 災害時の避難所に指定されている公共施設において、エアコンの設置や、停電によりエアコンが使用できない場合に備え、非常用電源の整備の働きかけを行う。
- 農作業中の熱中症対策について、農作業安全運動において、参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動及び研修の実施を推進する。

4. 連携の強化

(1) 市町村との連携強化

<課題>

市町村は、府民への働きかけを含め、熱中症対策において重要な役割を担っている

¹¹ 第 175 回安全衛生分科会 資料 1-3 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要について（職場における熱中症対策の強化関係）（厚生労働省）

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、以下①、②の事項を事業者に義務付ける。

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
- ② 作業からの離脱・身体のコールド・必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること・事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

が、現状では市町村と連携した取組が十分に実施できていない。

<対応方針>

市町村との連携体制の構築を図るために熱中症対策会議を開催し、熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）などの熱中症に関する情報の適時・的確な情報の共有、発信・伝達等により、府民の熱中症予防行動につなげる。

<具体的施策>

- 熱中症警戒アラートやより深刻な健康被害が発生し得る場合に発表される熱中症特別警戒アラートの周知を図るとともに、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を確保し、熱中症特別警戒アラート発表時に開放する。
- 地域により自然・社会条件が異なることから、熱中症警戒アラートや地点ごとの暑さ指数（WBGT）等を有効に活用し、府民への適時・的確な情報の発信・伝達等により、府民の熱中症予防行動の促進につなげる。
- 京都府庁内及び市町村における熱中症対策の取組状況を把握し、取組事例をフィードバックすることにより、熱中症対策の底上げを行う。

(2) 関係機関との連携強化

<課題>

京都には一年を通して国内外から多くの観光客が訪れ、公共交通機関や観光スポットでは身動きが困難になるほど人が密集することがあることから、観光客に対しても熱中症対策を進める必要がある。また、温暖化対策に取り組む地域の団体や熱中症対策に積極的な民間企業に対し、普及啓発について協力を求めていくなど、様々な関係機関との連携を強化していく必要がある。

<対応方針>

観光関連団体との連携体制の構築を図り、観光客に対して熱中症対策について呼びかけを行うことにより観光客の熱中症予防行動につなげる。また、外国人観光客も多く訪れることから、日本語以外の言語による情報発信や梅雨明け期の広報強化、外国人患者を受け入れる医療機関との連携に努める。

その他、暑さ指数（WBGT）計やアイススラリーなど、様々な熱中症予防に関する機器や飲料等が開発されていることから、民間企業等と連携し、それらを活用した熱中

症対策に取り組む。

<具体的施策>

- 関係機関（京都府観光協会等）や民間企業と行政機関が連携し、府内各所で熱中症予防の声かけ（多言語化を含む）の輪を広げるイベントや熱中症警戒アラートの周知・啓発等の取組を推進する。
- 京都府地球温暖化防止活動推進センターの協力のもと、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、府民への声かけ等の取組を行う。
- コンビニエンスストア・スーパーマーケット・ドラッグストアなど小売業等の民間企業と連携した熱中症対策の啓発に取り組む。
- 民間企業と連携し、熱中症予防に有効な対策グッズの広報を行う。

5. 情報発信の強化

<課題>

地点ごとの暑さ指数（WBGT）の京都府ホームページでの発信（2021年～）や、熱中症予防対策強化月間（7月）における府民だよりや SNS、テレビ・ラジオ等での発信、また、気象庁及び環境省が発表する「熱中症警戒アラート」の防災・防犯情報メールでの発信（2021年～）等を実施しているが、熱中症に対する理解が充分進んでいるとはいえない。

適切な熱中症予防行動を促すには、広報及び情報発信をどのように行い、一人ひとりの効果的な熱中症予防行動につなげるか、更に検討していく必要がある。

<対応方針>

本格的な暑さが始まる前から暑熱順化（体が暑さに慣れること）して、熱中症になりにくい体づくりをすることが重要であることから、暑熱順化も考慮し、5月から啓発を始め、6・7月を熱中症予防対策強化期間とする。関係部局や熱中症対策の取組に積極的な民間企業等が連携して効果的に情報を発信することで、府民の熱中症に関する意識を高め、予防行動につなげる。また、熱中症警戒アラート発表時など熱中症リスクが高い時の声かけ・家族内のコミュニケーションツール（SNS）の活用や熱中症を発症した場合の対処（救急搬送要請含む）についての啓発にも努める。

特に、暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラート等については、最新の情報を京都府ホームページ等で発信することにより、効果的な熱中症予防行動を促す。

<具体的施策>

ア. 熱中症予防対策強化期間の設定

- 暑熱順化も考慮し、5月から啓発を始め、6・7月を熱中症予防対策強化期間に設定し、関係部局が集中的に広報を実施する。
- 具体的には、京都府ホームページ、SNS、広報紙、テレビ・ラジオ等で熱中症について情報を発信するとともに、熱中症予防を呼びかける。

イ. 熱中症警戒アラートの活用

- 京都府の防災・防犯情報メールを活用し、熱中症警戒アラートの情報を広く府民に届けて、熱中症予防行動を促す。
- 駅等に設置されたデジタルサイネージでの情報発信について検討する。

ウ. 暑さ指数（WBGT）の予測情報等の提供

- 「環境省熱中症予防情報サイト」において公開されている地点ごとの暑さ指数（WBGT）の翌日（原則）の予測値に関する情報を京都府ホームページでタイムリーに発信する。
- 暑さ指数（WBGT）や熱中症の症状・応急処置、暑熱順化（体が暑さに慣れること）、気候変動に伴う熱中症リスク等の情報を京都府ホームページで発信する。

6. 極端な高温発生への備え

<対応方針>

今後発生の可能性がある極端な高温に備え、国、府、市町村、事業者等の全ての主体において、起こり得る影響を十分に認識し、効率的かつ機動的な対応ができるよう事前に必要な対策を整理し、準備する。

<具体的な施策>

- 府民の命と健康を守るため、極端な高温の発生や熱中症特別警戒アラートの発表時に、市町村や府民等へ適切に通知及び伝達を行う必要があることから、府庁内の関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化を図る。

- 市町村に対し、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定確保につなげるため、他市町村の指定事例の紹介や、市町村の希望に応じて府施設の協力を行う。
- 職場や労働現場、イベント会場などの管理者が、熱中症特別警戒アラート発表時に、より適切に対応できるよう、環境省の他、各関係省庁等が作成した各種ガイドラインやマニュアル等を元に、管理者が策定したガイドラインに基づく対応例について、情報共有する。

7. 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

<対応方針>

熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合と認めるとき、環境大臣から速やかに発表され、府・市町村や報道機関等を通じて周知及び伝達される。市町村における指定暑熱避難施設の開放を含め、全ての関係者において対策を速やかに実施する。

<具体的施策>

- 環境省からの熱中症特別警戒アラートの発表について、市町村及び報道機関へ通知及び周知し、広く府民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。
- 熱中症特別警戒アラートが発表された際、市町村において、指定した指定暑熱避難施設が開放され、適切な運用を図る。
- 熱中症特別警戒アラートが発表された際、職場や労働現場、イベント会場などの各管理者において、環境省の他、各関係省庁等が作成したガイドラインに基づく適切な対応を行う。

第4. 基盤となる取組

他人事ではなく自分事として熱中症対策をとらえるためには、その前提として熱中症の発生状況等に関する正確な実態把握・情報提供が重要である。そこで、京都府ホームページ等を活用し、夏季における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、公表する。

第5. 推進体制及び熱中症対策方針の見直し

熱中症対策は、京都府の関係部局、市町村、各種団体、また、府民が連携しながら取組を進めていく必要がある。については、以下のような横断的な推進体制の下、取組を効果的に推進するとともに、本方針については必要に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

1. 推進体制

熱中症連絡会議により庁内で連携して効果的に熱中症対策を進めるとともに、熱中症対策会議により市町村や関係機関等とも連携しながら対策を推進する。

2. 熱中症対策方針の見直し

本方針に基づき、熱中症連絡会議や熱中症対策会議等を活用しながら、熱中症対策の取組を進めるとともに、取組結果の共有・確認を行い、次年度の取組について検討を行う。

なお、気候変動や社会の状況の変化等に応じ、本方針は適宜見直しを行う。